

お客さま各位

埼玉縣信用金庫

預金口座へのマイナンバーの届出にご協力ください

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が施行となり、平成 30 年 1 月 1 日から、預金口座付番（注）が開始されました。

この法令改正を受けて、当金庫では、新規で預金口座を開設されるお客さまや、すでに預金口座をお持ちのお客さまに、マイナンバーの届出をお願いしております。

なお、メールオーダー等の当金庫窓口以外で預金口座の開設をされたお客さまにつきましても、当金庫窓口へのご来店時にマイナンバーの届出をお願いしております。

マイナンバーの届出について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

注）預金口座付番とは、脱税・社会保障の不正受給等の防止・是正、金融機関破たん時等の預金者の保護を目的として、マイナンバーと預金口座を紐付ける制度です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

(ハートさいしん)

カスタマーセンター  0120-810-314

受付時間 平日 09:00~17:00